

○福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則

平成二十五年三月二十九日

福島県規則第四十一号

福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第七十八号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(従業者に関する基準)

第三条 条例第三条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 薬剤師 介護老人保健施設の実情に応じた適當数
- 二 准看護師又は介護職員 常勤換算方法(従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を介護老人保健施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。)で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上(看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)の員数は看護職員及び介護職員の総数の七分の二程度を、介護職員の員数は看護職員及び介護職員の総数の七分の五程度をそれぞれ標準とする。)
- 三 支援相談員 一以上(入所者の数が百を超える場合にあっては、常勤の支援相談員一名に加え、常勤換算方法で、百を超える部分を百で除して得た数以上)
- 四 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 常勤換算方法で、入所者の数を百で除して得た数以上
- 五 栄養士又は管理栄養士 入所定員百以上の介護老人保健施設にあっては、一以上
- 六 介護支援専門員 一以上(入所者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。)

- 七 調理員、事務員その他の従業者 介護老人保健施設の実情に応じた適当数
- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に許可を受ける場合は、推定数による。
- 3 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。
- 4 条例第三条第一項第六号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定する本体施設に従事する場合であって、当該本体施設の入所者の処遇に支障がない場合には、次項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができるものとする。
- 5 第一項第三号から第六号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- 一 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員
 - 二 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員
 - 三 病院 栄養士又は管理栄養士（病床数百以上の病院の場合に限る。）
- 6 第一項第三号から第六号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
- 一 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士若しくは管理栄養士 併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士若しくは管理栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
 - 二 支援相談員又は介護支援専門員 当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の実情に応じた適当数

(平二七規則六・平三〇規則一九・令三規則二二・令六規則二七・一部改正)

(施設)

第四条 条例第四条第一項各号に掲げる施設の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 談話室 入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。
- 二 食堂 二平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有すること。
- 三 浴室 次に掲げる基準を満たすものであること。
 - ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
 - イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
- 四 レクリエーション・ルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。
- 五 洗面所 療養室のある階ごとに設けること。
- 六 便所 次に掲げる基準を満たすものであること。
 - ア 療養室のある階ごとに設けること。
 - イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
 - ウ 常夜灯を設けること。

2 条例第四条第一項各号に掲げる施設は、専ら当該介護老人保健施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(構造設備の基準)

第五条 条例第五条第一項の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。

- 一 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下「療養室等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- 二 療養室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。
 - ア 当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第三十一条第一項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - イ 条例第三十一条第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

- 2 条例第五条第二項の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。
- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 前二項に定めるもののほか、介護老人保健施設の構造設備の基準は、次に掲げるものとする。
- 一 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。
 - 二 療養室等が三階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
 - 三 階段には、手すりを設けること。
 - 四 廊下の構造は、次に掲げる全ての基準を満たすものであること。
 - ア 幅は、一・八メートル以上（両側に療養室等又はエレベーター室のある廊下（以下「中廊下」という。）にあつては、二・七メートル以上）とすること。
 - イ 手すりを設けること。
 - ウ 常夜灯を設けること。
 - 五 入所者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。
 - 六 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

（令三規則二二・一部改正）

（電磁的方法）

第六条 条例第六条第二項の規則で定める方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法とする。

- 一 電子情報処理組織（介護老人保健施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）

を使用する方法のうちア又はイに掲げる方法

ア 介護老人保健施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 介護老人保健施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第六条第一項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、介護老人保健施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 電磁的記録媒体(条例第五十四条第一項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに条例第六条第一項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

(令六規則二七・一部改正)

(費用)

第七条 条例第十三条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

一 食事の提供に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

二 居住に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

三 基準省令第十一条第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 基準省令第十一条第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定

する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、基準省令第十一条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第十三条第四項の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げるものとする。

(ユニット型介護老人保健施設の施設の基準)

第八条 条例第四十四条第一項各号に掲げる施設の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 ユニット 次にアからウまでに掲げる施設の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める基準を満たすものであること。

ア 共同生活室 次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

イ 洗面所 次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 療養室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ウ 便所 次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 療養室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(3) 常夜灯を設けること。

二 浴室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

- ウ 入居者に対する介護保健施設サービスの提供に支障がない場合を除き、専ら当該ユニット型介護老人保健施設の用に供するものであること。
- 2 条例第四十四条第三項の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。
- 一 療養室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
 - 二 療養室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。
 - ア 当該ユニット型介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第五十三条において準用する条例第三十一条第一項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - イ 条例第五十三条において準用する条例第三十一条第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと
 - ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- 3 条例第四十四条第四項の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。
- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 4 条例第四十四条第五項の規則で定める構造設備の基準は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。
 - 二 療養室等が三階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令第百二十三条第一項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
 - 三 階段には、手すりを設けること。
 - 四 廊下の構造 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 幅は、一・八メートル以上（中廊下にあつては、二・七メートル以上）とすること。

ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）として差し支えない。

イ 手すりを設けること。

ウ 常夜灯を設けること。

五 入居者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

六 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

（令三規則二二・一部改正）

（ユニット型介護老人保健施設の費用）

第九条 条例第四十五条第三項の規則で定める費用の額は、次に掲げるものとする。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 基準省令第四十二条第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 基準省令第四十二条第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入居者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、基準省令第四十二条第四項の厚生

労働大臣が定めるところによるものとする。

- 3 条例第四十五条第四項の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げるものとする。

(職員配置)

第十条 条例第五十一条第二項の規則で定める職員配置は、次に掲げるものとする。

- 一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- 二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(準用)

第十一条 条例第五十三条で準用する条例第六条の規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。

(委任)

第十二条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 介護老人保健施設であって、その開設者が介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号。以下この条において「施行法」という。）第八条第一項の規定により当該介護老人保健施設について法第九十四条第一項の規定による開設の許可を受けた者とみなされるもの（以下「みなし介護老人保健施設」という。）であって、平成四年九月三十日以前に老人保健施設として開設されたものについて、第四条第一項第二号の規定を適用する場合においては、同号中「二平方メートル」とあるのは、「一平方メートル」とする。
- 3 みなし介護老人保健施設であって、老人保健施設の施設及び設備、人員並びに運営に関する基準（昭和六十三年厚生省令第一号。以下「老人保健施設基準」という。）附則第三条の規定の適用を受けこの規則の施行の際老人保健施設として開設していたものの構造設備（当該適用に係る部分に限る。）については、第五条第三項第一号（エレベーターに係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

4 みなし介護老人保健施設であって、老人保健施設基準附則第二条第一項の規定の適用を受けこの規則の施行の際老人保健施設として開設していたものの構造設備(当該適用に係る部分に限る。)については、第五条第三項第四号アの規定は、適用しない。

5 病床転換による介護老人保健施設(一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の六に規定する経費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下附則第六項、附則第八項及び附則第九項において同じ。)を行って開設する介護老人保健施設をいう。)であって、第五条第三項第四号アの規定に適合しないもの(当該転換に当たって当該規定に適合させることが困難であったものに限る。)の構造設備(当該転換に係る部分に限る。)については、同号ア中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

(平三〇規則一九・一部改正)

6 一般病床、精神病床又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第四条第一項第二号中「二平方メートル」とあるのは、「一平方メートル」とする。

(平三〇規則一九・一部改正)

7 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換(当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行って介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設を除く。)を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第四条第一項第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

一 必要な広さを有するものとし、機能訓練室及び食堂の合計した面積は、三平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上とすること。ただし、その場合にあつては、機能

訓練に支障がない広さを確保すること。

二 一平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上を有すること。

(平三〇規則一九・一部改正)

- 8 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについては、第五条第三項第一号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル以下（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、百平方メートル以下）のものについては、屋内の直通階段を一とすることができる」とする。

(平三〇規則一九・一部改正)

- 9 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下については、第五条第三項第四号ア及び第八条第三項第四号アの規定にかかわらず、幅は、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。

(平三〇規則一九・一部改正)

- 10 平成十七年十月一日前から引き続き法第九十四条第一項の規定による開設の許可を受けている介護老人保健施設（同年十月一日以後に増築され、又は改築された部分を除く。）であって、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第百三十九号）による改正後の基準省令第五章に規定する基準を満たすものについて、第八条第一項第一号ア(2)の規定を適用する場合においては、同号ア(2)中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

附 則（平成二七年規則第六号）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年規則第一九号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和三年規則第二二号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和六年規則第二七号）

この規則は、令和六年四月一日から施行する。